

聖籠町鳥インフルエンザ対応マニュアル

〔平成 20 年 6 月 11 日 制定〕
〔平成 30 年 4 月 1 日 改定〕

I 目的

このマニュアルは、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ(以下「鳥インフルエンザ」という)発生時に備えた事前の準備等と、町内及び県内で発生した場合に、県及び関係機関等と連携し、迅速かつ適切に防疫措置を実施するための本町における対応を定めるものである。

II 方針

- 1 平時から家畜保健衛生所と連携を図り、家きん飼養者に対し飼養衛生管理基準遵守の指導等に協力し、本病の発生を予防する。
- 2 県が計画する防疫対策等に必要な体制(人員、集合施設、住民説明会会場等の確保)について、事前に調整し、確保等に協力する。また、県が行う本病発生を想定した防疫演習及び研修会等に参加し、発生時の対応に備える。
- 3 町内で鳥インフルエンザの発生が確認された場合、町長を本部長とする「聖籠町鳥インフルエンザ防疫対策本部」を設置する。
- 4 発生時には、迅速かつ的確な初動対応により、まん延防止及び早期収束を図るため、県が実行する具体的な防疫措置(発生農場における殺処分、家きん等の処理及び消毒等)に協力する。
- 5 町は、町民の不安解消や風評被害対策を図るため、県と連携し広報活動や町民相談などを行う。

III 平時の取り組み

1 発生予防対策

家きん飼養者に対して県と連携を図り、飼養衛生管理基準遵守の指導等に協力する。発生時に備えた準備等(焼却地、埋却地の確保)に協力する。

2 防疫対策等に必要な人員の確保

県が計画する防疫対策等に必要な人員について、県と事前に調整し、体制が整うよう確保に協力する。また、県が行う本病発生を想定した防疫演習及び研修会等に参加(するとともに、庁内において研修会等を開催)し、発生時の対応に備える。

3 集合施設、住民説明会会場(及び車両等)の確保

発生した場合に、防疫作業等に提供可能な本町保有の集合施設、発生農場(焼却場所もしくは埋却場所)周辺住民への説明会開催可能な会場(及び車両(バス等))について、別紙1のとおりとし、県からの要請時に速やかに対応できる体制を整える。

4 町民への啓発・情報提供

鳥インフルエンザに関する情報を収集し、広報紙等の手段を活用して町民に対し情報を提供する。

IV 発生時の対応

1 異常家きん発見時の対応

(1) 異常家きん等の通報

ア 家きん飼養者から家畜保健衛生所に死亡鶏増加等の異常鶏発見の連絡があり、家畜保健衛生所が立入検査を実施する場合、家畜保健衛生所から産業観光課へ以下の内容について連絡があるため、それを受理する。

・養鶏場名と住所、飼養状況(鶏種、日齢、羽数など)、死亡等の状況、簡易検査の判明予定時間

イ 産業観光課長は、町長及び関連担当課長等に情報を連絡する。

ウ 当該情報は、簡易検査等の結果が判明する前の段階のものであり、鳥インフルエンザではない場合もあるため、風評被害の発生を防止する観点から取扱いには十分注意する。

(2) 家きん飼養者からの通報

町は、家きんの少羽数飼養者等から異常畜通報を受けた場合、家畜保健衛生所に連絡するように指導する。

2 鳥インフルエンザの発生を疑う場合の対応

(1) 体制

養鶏場等において鳥インフルエンザの発生を疑うと家畜保健衛生所から連絡があった場合、産業観光課長は、その発生地域に応じて必要な対策措置を講じるため、町長からの指示・命令により、次の3段階の防疫体制をとるものとする。ただし、町長が必要と認める場合はこの限りではない。

体制種別	配置基準	対策内容
警戒体制 (レベル1)	県内で発生を疑う場合(新発田地域振興局管内、隣接市を除く)	産業観光課長は別記1に定める構成員に鳥インフルエンザの発生地、発生状況等の情報伝達を行い、発生農場等の情報の共有化を図る。
厳戒体制 (レベル2)	新発田地域振興局管内、隣接市で発生を疑う場合	家畜保健衛生所から町に鳥インフルエンザの発生を疑う事例連絡があった場合、別記2に定める聖籠町鳥インフルエンザ対策連絡会議を設置し、関係各課局及び関係機関との協力体制の確立及び連絡調整

		等を行う。また、現地連絡会議に職員を派遣する。現地連絡会議もしくは現地対策本部から応援要請があったときは、これに応え職員を派遣する。
非常事態体制 (レベル3)	聖籠町内で発生を疑う場合	家畜保健衛生所から養鶏場で死亡鶏増加等があり立入検査を実施する旨の連絡があり、その検査の結果、鳥インフルエンザの発生を疑うと連絡があった場合、別記3に定める聖籠町鳥インフルエンザ防疫対策本部を設置する。また、新潟県警戒本部もしくは県対策本部、地域振興局が設置する現地連絡会議もしくは現地対策本部との連携のもと、別表1に定める班編制及び任務により、対応する。

(2) 防疫従事職員

別表1に定める各課の課長は、聖籠町鳥インフルエンザ防疫対策本部から命があった時は、別表2を作成し職員へ任務に就くよう指示する。

(3) 閉庁日及び時間外における対応

閉庁日及び時間外に非常事態体制となったときは、町長の命により産業観光課長が聖籠町鳥インフルエンザ防疫対策本部構成員を招集する。

別表1に定める各課の課長は、聖籠町鳥インフルエンザ防疫対策本部から命があった時は、緊急連絡網により防疫従事職員へ登庁を指示し、それぞれの任務に当たらせる。

(4) 庶務

聖籠町鳥インフルエンザ対策連絡会議及び聖籠町鳥インフルエンザ防疫対策本部の庶務は、産業観光課において処理する。

(5) 運用

聖籠町鳥インフルエンザ防疫対策本部は、必要に応じて各班の縮小又は拡充を行うことができるものとする。

平成30年4月1日に改定し、同日から施行する。

別紙1

防疫従事者の集合場所について

施設名	所在地
町民会館(アリーナ)	聖籠町大字諏訪山 1280

住民説明会について

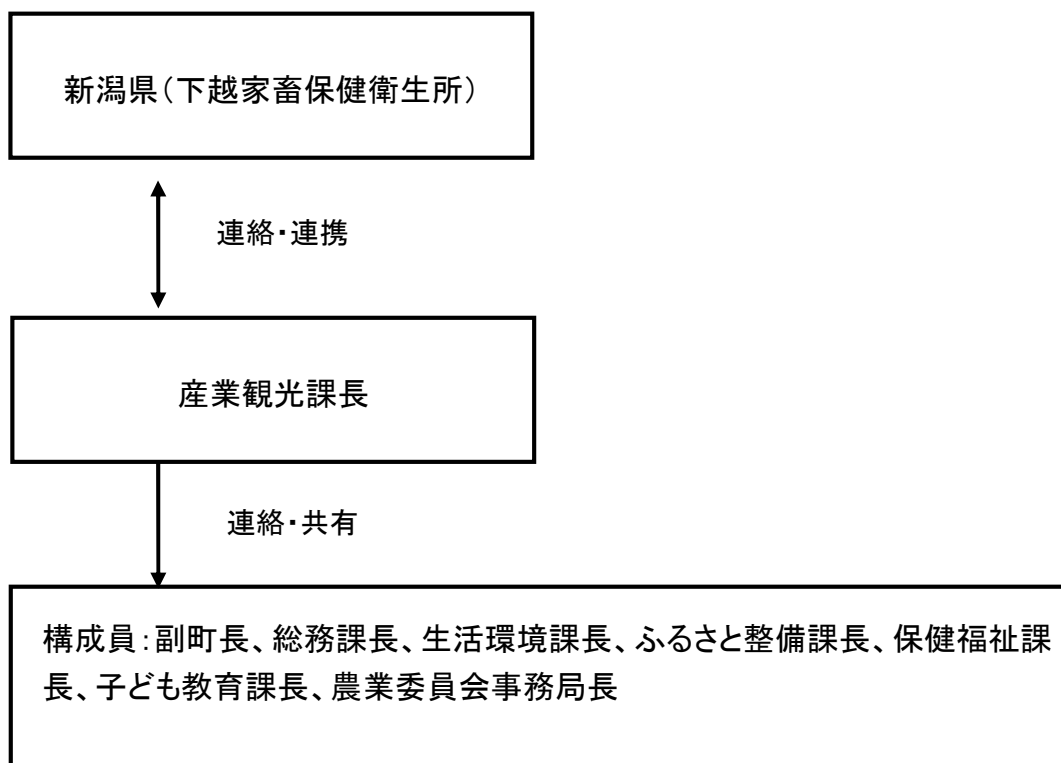
施設名	所在地
藤寄公会堂	聖籠町大字藤寄 251-1
亀代地区公民館	聖籠町大字次第浜 5431

別記1

警戒体制(レベル1)

県内で発生を疑う場合(新発田地域振興局管内、隣接市を除く)

・産業観光課長は下記の構成員に鳥インフルエンザの発生地、発生状況等の情報伝達を行い、発生農場等の情報の共有を図る。



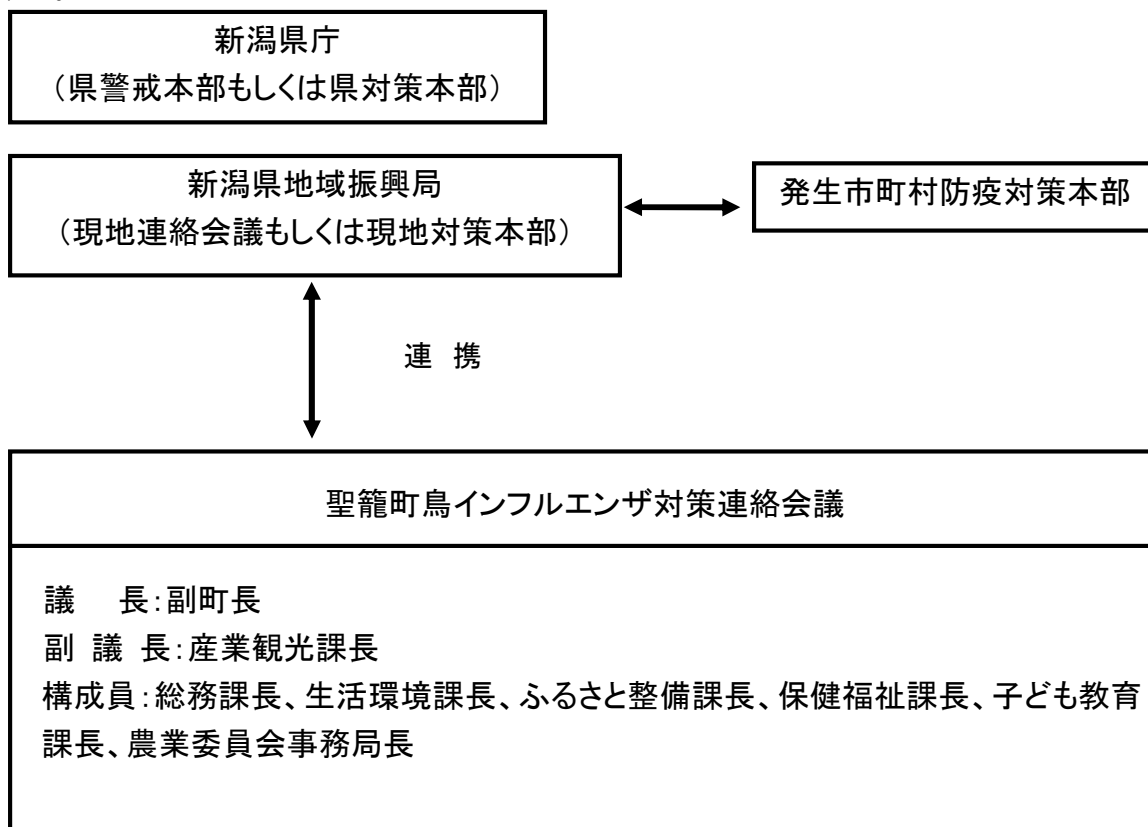
別記2

厳戒体制(レベル2)

新発田地域振興局管内、隣接市で発生を疑う場合

・家畜保健衛生所から町に鳥インフルエンザの発生を疑う事例連絡があった場合、下記の聖籠町鳥インフルエンザ対策連絡会議を設置し、関係各課局及び関係機関との協力体制の確立及び連絡調整等を行う。また、現地連絡会議に職員を派遣する。

現地連絡会議もしくは現地対策本部から応援要請があったときは、これに応え職員を派遣する。

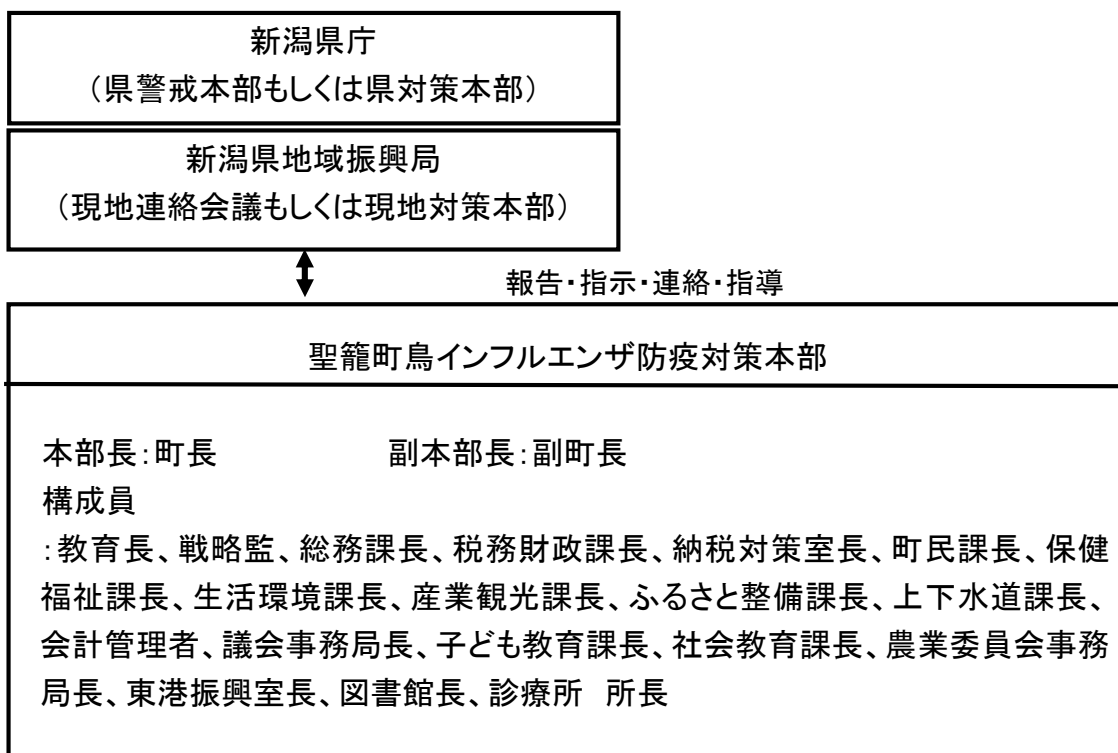


別記3

非常事態体制(レベル3)

町内で発生を疑う場合

・家畜保健衛生所から養鶏場で死亡鶏増加等があり立入検査を実施する旨の連絡があり、その検査の結果、鳥インフルエンザの発生を疑うと連絡があった場合、下記の聖籠町鳥インフルエンザ防疫対策本部を設置する。また、新潟県警戒本部もしくは県対策本部、地域振興局が設置する現地連絡会議もしくは現地対策本部との連携のもと、別表1に定める班編制及び任務により、対応する。



別表2 各課動員予定もしくは派遣予定表

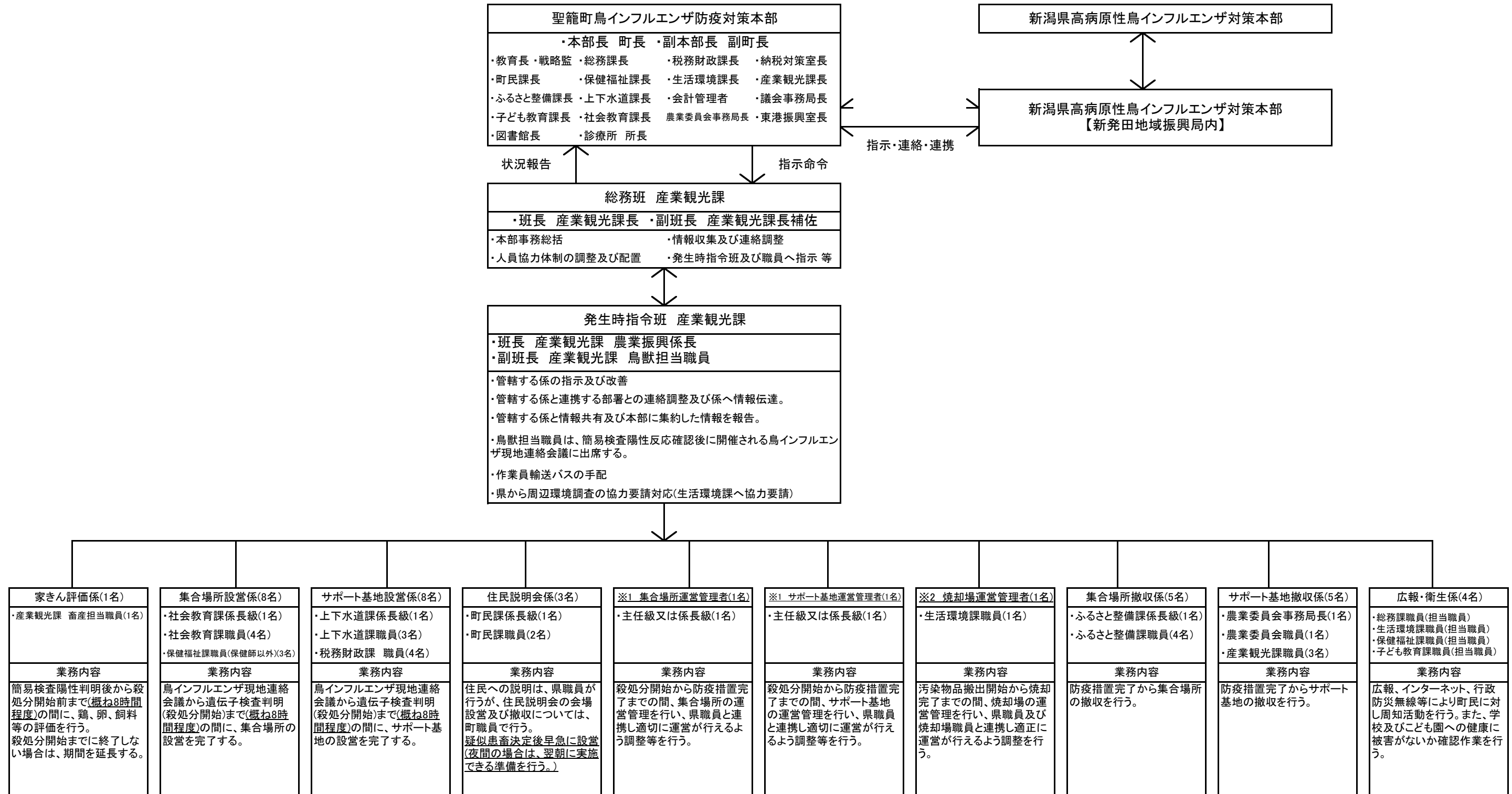
班名		課		班長	職員配置担当	作業場所
クール/日	人員/日	疑い連絡～		第2クール ()	第3クール ()	
3		氏名		氏名	氏名	
		所属		所属	所属	

班名		課		班長	職員配置担当	作業場所
						集合場所
クール/日	人員/日	疑い連絡～				
1回のみ	8	氏名		氏名	氏名	
		所属		所属	所属	
		氏名		氏名	氏名	
		所属		所属	所属	
		氏名		氏名	氏名	
		所属		所属	所属	

班名		課		班長	職員配置担当	作業場所
						サポート基地
クール/日	人員/日	疑い連絡～				
1回のみ	8	氏名		氏名	氏名	
		所属		所属	所属	
		氏名		氏名	氏名	
		所属		所属	所属	
		氏名		氏名	氏名	
		所属		所属	所属	

班名		課		班長	担当	作業場所
						農場

別表1
非常事態体制 レベル3 ※聖籠町内で発生した場合



※1 集合場所運営管理者、サポート基地運営管理者は、8時間交代で最長で3日間行うため9名を必要とする。
 ※2 焼却場運営管理者は、8時間交代で1日3名の職員を必要とする。最長で6日を要する為、生活環境課職員(3名)のローテーションで対応する。

特記事項
 ・保健師は、県の指示に従い殺処分開始から防疫措置完了までの間、必要な人員を配置することとする。必要配置人数2名(8時間交代制)

注意事項
 ・県及び下越家畜保健衛生所主導のもと作業を行うため、県及び下越家畜保健衛生所の指示に従い適切に対応することとする。
 ・新発田地域振興局、下越家畜保健衛生所、保健所、農業団体、新発田警察署、消防団等と連絡調整が必要な場合は、発生時指令班が連絡調整等を行い各係へ伝達することとする。
 ・繁忙期等により著しく職員が不足する場合は、総務班と連絡調整を行うこととする。

班名		課		班長	職員配置担当	作業場所
						集合場所
クール/日	人員/日	疑い連絡～		第2クール ()	第3クール ()	
3	1	氏名		氏名	氏名	
		所属		所属	所属	
第4クール ()		第5クール ()		第6クール ()	第7クール ()	
氏名		氏名		氏名	氏名	
所属		所属		所属	所属	

班名		課		班長	職員配置担当	作業場所
						サポート基地
クール/日	人員/日	疑い連絡～		第2クール ()	第3クール ()	
3	1	氏名		氏名	氏名	
		所属		所属	所属	
第4クール ()		第5クール ()		第6クール ()	第7クール ()	
氏名		氏名		氏名	氏名	
所属		所属		所属	所属	

班名		課		班長	職員配置担当	作業場所
クール/日	人員/日	埋却作業開始～		第2クール ()	第3クール ()	
3	1	氏名		氏名	氏名	
		所属		所属	所属	

* そのほかに班については、省略。

防疫対策関係機関連絡表

防疫のための連絡が必要な関係機関・団体						
区分	関係機関・団体名	担当課	電話番号	FAX	〒	住所
県	下越家畜保健衛生所	防疫課	0254-22-3067	0254-24-4022	957-0015	新発田市東新町1-7-6
	新発田地域振興局 企画振興部	総務課	0254-22-5112	0254-22-1447	957-8511	新発田市豊町3-3-2
	新潟県庁 危機対策課		025-282-1636	025-282-1640	950-8570	新潟市中央区新光町4-1
	新潟県庁 畜産課		025-280-5308	025-280-5010	950-8570	新潟市中央区新光町4-1
	農林水産省	消費・安全局動物衛生課	03-3502-8292	03-3512-2293	100-8950	東京都千代田区霞ヶ関1-2-1
	北陸農政局	生産経営流通部畜産課	076-232-4317	076-232-5824	920-8566	石川県金沢市広坂2丁目2-60
	北陸農政局	消費・安全部安全管理課	076-232-4106	076-263-2215	〃	〃
	北陸農政局新潟県拠点	消費・安全チーム	025-228-5213	025-223-3987	951-8035	新潟市中央区船場町2丁目3435-1
	動物検疫所新潟空港出張所		025-275-4565	025-270-9741	950-0001	新潟市東区松浜町3710
	(国) 農研機構	動物衛生研究部門	029-838-7713	029-838-7880	305-0856	茨城県つくば市観音台3-1-5
	陸上自衛隊新発田駐屯地		0254-22-3151		957-8530	新発田市大手町6-4-16
	国土交通省北陸地方整備局新潟国道事務所新発田維持出張所		0254-26-0337	0254-26-1873	957-0011	新発田市大字島湯665
	国土交通省北陸地方整備局新潟国道事務所水原維持出張所		0254-62-3100	0250-62-1443	959-2003	阿賀野市安野町10-5
	市	新発田市	農水振興課	0254-33-3108	0254-33-3930	959-2415
阿賀野市		農林課	0250-61-2478	0250-62-2521	959-2092	阿賀野市岡山町10-15
胎内市		農林水産課	0254-43-0305	0254-43-5502	959-2693	胎内市新和町2-10
聖籠町		産業観光課	0254-27-2111	0254-27-2119	957-0192	聖籠町諏訪山1635-4
警察	新発田警察署	生活安全課	0254-23-0110	0254-26-6161	957-0053	新発田市中心町4-2-4
	阿賀野警察署	生活安全課	0250-63-0110	0250-63-1991	959-2025	阿賀野市岡山町9-35
関係団体	(一社) 新潟県ベストコントロール協会		025-247-8591	025-243-0771	950-0983	新潟市中央区神道寺1-14-8
	東日本高速道路(株)新潟支社 新潟管理事務所		025-241-5111		950-0917	新潟市中央区天神1-1新潟プラザ3
			025-287-4411		950-0145	新潟市江南区亀田早通3233
	新潟県動物薬品器材協会		025-290-3101	025-290-3110	950-0914	新潟市中央区紫竹山5-9-13
	(社) 新発田北蒲原医師会		0254-22-4008	0254-22-0492	957-8577	新発田市本町4-18-83
	(社) 新潟県建設業協会新発田支部		0254-23-1181	0254-22-1310	957-0016	新発田市豊町3-2-4-6
	(社) 日本道路建設業協会北陸支部		025-224-8097		951-8126	新潟市学校町通2-5293
	(社) 建設コンサルタツ協会支部		025-282-3370	025-282-2750	950-0965	新潟市中央区新光町6-1興和ビル7F
	(社) 新潟県測量設計業協会		025-267-1110	025-233-2750	951-8131	新潟市中央区白山浦1-621-22大塚第3マンション201
	(社) 新潟県地質調査業協会		025-225-8360	025-225-8361	951-8051	新潟市中央区新島町通1ノ町1977-2ロイヤル碓406
	NPO法人コメリ災害対策センター		025-371-4185	025-371-4151	950-1457	新潟市南区清水4501-1
	(社) 新潟県バス協会		025-247-8131	025-243-9793	950-0088	新潟市中央区万代1-6-1
	(社) 新潟県トラック協会		025-285-1717	025-285-8455	950-0965	新潟市中央区新光町6-4
	全国農業協同組合連合会新潟県本部	畜産課	025-232-1591	025-232-1597	950-1193	新潟市西区山田2310-15
	北越後農業協同組合	畜産課	0254-26-7000	0254-22-2838	957-0011	新発田市島湯字弁天1449-1
	北蒲みなみ農業協同組合		0250-62-2235	0250-47-4001	959-2063	阿賀野市土橋297
	ささかみ農業協同組合		0250-62-2410	0250-62-1426	959-1919	阿賀野市山崎58
	胎内市農業協同組合	営農指導課	0254-43-3140	0254-43-6488	959-2655	胎内市本郷字家の下493-2
	コメリパワー新発田店		0254-20-1050		957-0066	新発田市舟入971
	ホームセンタームサシ新発田コモ店		0254-23-6343		957-0066	新発田市舟入3-6-28
	(有) カザマ		0250-24-5860	0250-24-5860	956-0011	新潟市秋葉区車場4-4-3
	鐘通化学薬品(株)		025-231-7121	025-231-7123	951-8141	新潟市中央区関新1-7-22
	(株) ケンテック東日本営業所		025-279-2031	025-279-2032	950-0831	新潟市東区下場25-1
	(株) レンタルのニッケン信越支店		025-240-0341	025-245-2416	950-0915	新潟市中央区鎧西1-1-32
	コーエイEC事業部新潟営業所		025-250-7563		950-0964	新潟市中央区網川原2-15-9